

様式第九(第4条関係)

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る照会書

令和6年7月17日

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿
総務大臣 松本 剛明 殿
法務大臣 小泉 龍司 殿
財務大臣 鈴木 俊一 殿
経済産業大臣 齋藤 健 殿

東京都千代田区霞が関3-2-5
霞が関ビル5階
日本フォーシーエス株式会社
代表取締役社長 梁 泰植

産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

eformsignはクラウド上で契約の作成から署名、保管及び管理まで、契約の締結に関する業務を完結できるサービスであり、当社は日本での電子文書の普及によりペーパーレス化、脱印刷及び生産性の向上を目標としている。当社は既に日本国内の民間企業に対してサービスを提供しており、行政機関や地方公共団体などの公的機関へのサービス提供に向けて準備を進めている。

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

「新たな役務の開発又は提供」に該当

当社の電子契約サービスeformsignが電子署名法上の「電子署名」要件を満たすことで、国や地方公共団体が当事者となるような契約においても本サービスを利用できるようになる。

従来の書面による契約締結の場合、郵便物の郵送作業・配達までの時間がかかり、電子契約に比べて業務効率・業務生産性が低い傾向にあった。また、当事者署名型電子契約の場合、電子証明書の取得の手間と費用のため、地方公共団体の電子契約サービスの導入のハードルとなっていた。

しかし、事業者署名型のeformsign電子契約サービスを利用することで、電子証明書を取得しなくても、契約の締結作業をクラウド上で電子的に安価かつ便利に行うことができ、生産性の向上だけでなく、コストの削減も期待できるため、国及び地方公共団体で契約書、請書及びその他これに準ずる書面、検査調書、見積書などに対する新たな需要獲得が期待される。

【需要獲得見込み】

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

(1) 事業実施主体

サービス提供事業者：日本フォーシーエス株式会社

サービス利用者：国、地方公共団体等の公的機関及びその契約相手

(2) 事業概要

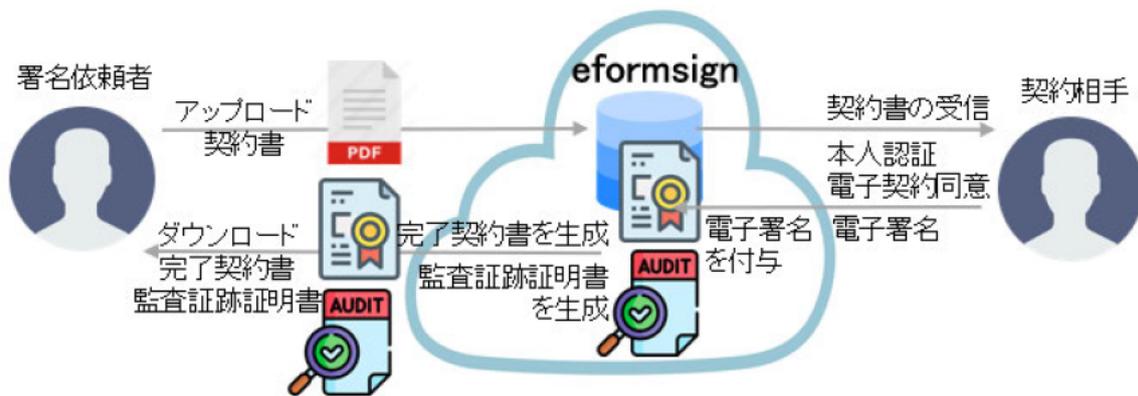
当社が提供する電子契約サービス「eformsign」は、クラウド上で契約書の作成及び送信、契約内容の確認及び署名、そして契約書の保管及び管理まで簡単かつ便利にできるサービスである。

当社は、eformsignサービスを国及び地方公共団体の契約書、請書などの各種文書の作成・署名の使用を想定し、提供を予定している。

(ア) 電子署名の手順

eformsignは、利用者の指示に基づき当社が提供する署名鍵(秘密鍵)により暗号化を行う事業者署名型の電子契約サービスである。署名依頼者はeformsignアカウントが必要であり、契約相手はeformsignアカウントがなくても電子署名を行い、契約を締結することができる。

具体的な手順に関しては以下の通りである。



署名依頼者の依頼ステップ:

署名依頼者(以下、「送信者」という。)は、eformsignサービスにログインして契約書ファイルをアップロードする。契約書ファイルとしてPDF、Office文書(Excel、Word、PowerPoint)、画像ファイル(jpg、png)を使用することができる。

アップロードした契約書に送信者と契約相手(以下「受信者」という。)が署名する位置と領域を指定し、各受信者に対して本人認証オプション及び署名順序を設定する。本人認証オプションとしてはパスワード、メール認証コード、SMS認証コードを提供している。

各受信者のメールアドレス・携帯電話番号を入力して送信ボタンを押すと、送信者の情報を利用した電子署名が付与されることを案内した後に当社の署名鍵で暗号化して契約書に長期署名形式の電子署名を付与し、最初の受信者宛てにメール・SMSを送信する。

受信者の署名ステップ:

受信者は、契約書を確認・署名することができるウェブページのリンクを含んだ契約書署名依頼案内メール・SMSテキストを受信する。



当該リンクをクリックすると、受信者本人認証オプションにより本人認証を求める画面が表示される。本人認証に成功すると、電子契約同意書が表示され、同意を求める。



文書の閲覧前に本人確認する

メールやSMSで認証番号を送信

連絡先

自動登録ボットを防止するための手順です。
チェックボックスを選択後、認証を進めてください。

私はロボットではありません 

fo*****@gmail.com +82-**-****-0866

*認証コード

739837 09:47

確認

雇用契約書_ver2.22

電子文書及び電子署名の使用同意書をご確認の上、以下チェックを入れてください。

電子文書及び電子署名の使用に同意します。 [\[詳細について\]](#)

雇用契約書				
労働者	氏名	中田次郎	生年月日	昭和・平成 年 月 日
	現住所	〒 TEL - -		

同意が完了すると契約書が表示され、受信者は内容を確認する。受信者は契約書上に定められた署名位置に署名することができる。受信者は自分の“印鑑画像(印影)”、“手書き署名”、“テキスト署名(キーボード)”の中から選択して署名を行うことができる。

双方が各1通を保管する。

令和 年 月 日

事業所名	<input type="text" value="サイン"/>	
代表者名	<input type="text" value="Abc イニシャル"/>	
労働者氏名	<input type="text" value="印鑑・スタンプ"/>	



署名を行い、送信ボタンを押すと、eformsignは受信者の情報を利用した電子署名が付与されることを案内した後に当社の署名鍵で暗号化して契約書に長期署名形式の電子署名を付与する。契約書を送受信する際は、TLSセキュリティプロトコルを使用して通信を行う。

受信者が複数の場合にも、各受信者が署名を完了した後、提出ボタンを押すと、同様に長期署名形式の電子署名を付与して次の段階に進む。

完了ステップ:

最後の受信者が署名を終え、提出ボタンを押すと、eformsignはすべての署名が付与された完了文書をPDF/A形式で保存し、同時にすべての文書処理履歴と署名情報を含む監査証跡証明書を生成する。最後に、送信者を含むすべての契約当事者に契約締結完了の案内メール・SMSが送信される。

確認ステップ:

契約当事者は、受信した契約書完了の案内メール・SMSに記載されるリンクを押すことで完了した契約書を確認し、監査証跡証明書と同時にダウンロードすることができる。

PDF/A形式の完了した契約書ファイルは、Adobe AcrobatなどPDFリーダーの「署名パネル」で当社の署名鍵で暗号化された電子署名を確認することで、完了した契約書が改ざんされていないオリジナルであることを、10年以上の長期間にわたって証明することができる。

監査証跡証明書には以下の内容が含まれる。

- ファイル名
- 文書タイトル
- 文書番号
- 会社名
- 完了日時
- SHA-256ハッシュ値
- 署名者の氏名
- メールアドレス
- 携帯電話番号
- IPアドレス
- 署名日時
- 署名のイメージ画像
- 文書に対して行われたすべての処理履歴

4. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

本照会の回答を受領次第、日本の公的機関に対するeformsignサービス提供を速やかに開始する予定である。

5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

会計法(昭和二十二年法律第三十五号)

第四十九条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている書類等(書類、計算書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる

る情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び次条において同じ。)については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。同項及び同条第一項において同じ。)の作成をもつて、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

- ② 前項の規定により書類等が電磁的記録で作成されている場合の記名押印については、記名押印に代えて氏名又は名称を明らかにする措置であつて財務大臣が定める措置をとらなければならない。

契約事務取扱規則(昭和三十七年大蔵省令第五十二号)

第二十八条 次の各号に掲げる書類等の作成については、次項に規定する方法による法第四十九条の二第一項に規定する財務大臣が定める当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録により作成することができる。

- 一 契約書
- 二 請書その他これに準ずる書面
- 三 検査調書
- 四 第二十三条第一項に規定する書面
- 五 見積書

2 前項各号に掲げる書類等の作成に代わる電磁的記録の作成は、各省各庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して当該書類等に記載すべき事項を記録する方法により作成するものとする。

3 第一項第一号の規定により契約書が電磁的記録で作成されている場合の記名押印に代わるものであつて法第四十九条の二第二項に規定する財務大臣が定める措置は、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項の電子署名をいう。)とする。

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

第二百三十四条 (略)

2~4 (略)

5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。

6 (略)

地方自治法施行規則(昭和三十二年内務省令第二十九号)

第十二条の四の二 地方自治法第二百三十四条第五項の総務省令で定めるものは、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第一号に規定する電子署名とする。

総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)

第二条 (略)

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤(行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤(行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の職責証明書に基づく電子署名

二 (略)

電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)

第二条 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

2・3 (略)

6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

(1) 本照会において確認したい事項

- ① 当社が提供する電子契約サービス「eformsign」を利用して契約書等の電子データをクラウドサービス上にアップロードし、契約当事者がインターネットを通じて契約締結業務を行う仕組みが、契約事務取扱規則第二十八条第二項に規定する方法による「電磁的記録の作成」に該当し、契約書、請書、その他これに準ずる書面、検査調書、見積書等の作成に代わる電磁的記録の作成として利用可能であること。
- ② 「eformsign」を用いた電子署名が電子署名及び認証業務に関する法律第二条第一項で定める電子署名に該当し、これを引用する契約事務取扱規則第二十八条第三項に基づき、国の契約書にも利用可能であること。また、地方自治法施行規則第十二条の四の二に定める総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第一号に基づき、地方公共団体の契約書についても利用可能であること。

(2) ①について

契約事務取扱規則第二十八条第二項は、「前項各号に掲げる書類等の作成に代わる電磁的記録の作成は、各省各庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して当該書類等に記載すべき事項を記録する方法により作成するものとする。」としている。

この点についてeformsignでは、利用者がPC、タブレット、スマートフォンなどのコンピュータから契約書や請書など契約事務取扱規則第二十八条第一項に規定された文書に関する電磁的記録（契約書などの文書ファイル）をeformsignサービスにアップロードし、利用者双方がインターネットを通じてeformsignサービスに接続した後、署名者が契約書に署名して契約締結業務を処理する仕組みである。

したがって、eformsignによって契約書ファイルをクラウド上のeformsignサービスにアップロードし、利用者双方がインターネットを通じてeformsignサービスに接続して契約締結業務を行うことは、同規則第二十八条第二項が規定する方法による「電磁的記録の作成」に該当し、契約書、請書及びその他これに準ずる書面、検査調書、見積書等の作成に代わる電磁的記録の作成として利用可能であると考えられる。

(3) ②について

電子署名及び認証業務に関する法律（以下「電子署名法」）第二条第一項においては、以下の3つの要件をすべて満たすものを「電子署名」としている。

- (i) 電子署名法第二条第一項柱書
電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であること

- (ii) 電子署名法第二条第一項第一号
当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること
- (iii) 電子署名法第二条第一項第二号
当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること

(ア) 要件(i)について

eformsignは、契約内容が記録された電磁的記録(PDFファイル)に各署名者が電子署名をすると、サービス提供事業者である当社の署名鍵で暗号化を行い、当該PDFファイルへの電子署名の付与と同時に、署名者の氏名、メールアドレス・携帯電話番号を記録、タイムスタンプを付与する仕組みとなっている。このことから、「電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であること」という要件を満たしていると考えられる。

(イ) 要件(ii)について

eformsignは、利用者の指示に基づき、当社の署名鍵により暗号化等を行う、事業者署名型の電子契約サービスである。総務省・法務省・経済産業省の「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A」(令和2年7月17日付)によると、事業者署名型のサービスにおいて「当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること」の要件を満たすためには、次の2つの要件を満たす必要がある。

- (a) 技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていること
- (b) 利用者やその日時等の情報を付随情報として確認することができるものになっているなど、当該電子文書に付された当該情報を含めての全体を1つの措置と捉え直すことよって、電子文書について行われた当該措置が利用者の意思に基づいていることが明らかになること

<要件(a)について>

eformsign利用者が契約相手に署名を依頼するには、eformsignにログインして署名を受け取る文書ファイルをアップロードし、署名を行う受信者に対する本人確認方法、メールアドレス・携帯電話番号と署名の順序を指定して署名依頼メールを送信する。署名依頼メールには、文書に署名するためのウェブページのURLが含まれている。

eformsignから届いた依頼メールから受信者が当該URLをクリックすると、本人確認が始まる。本人確認に成功し、電子契約同意書への同意を行うことで初めて電子署名を行うことができるようになる。受信者は、署名領域を選択することで表示される署名パッドを利用した手書き署名や、自身の印影画像の添付などができる。受信者が署名を終

えて「提出」ボタンを押すと署名手続きが完了し、自動的に文書ファイルにRSA-4096方式による暗号化が行われ、SHA-256ハッシュ値が算出され、ISO 32000国際標準で規定されているPAdES(PDF Advanced Electronic Signature)長期署名形式の電子署名がタイムスタンプと共に付与される。

すべての受信者が署名手続きを完了すると、eformsignサービスが当該文書ファイルをすべての署名者の署名画像と文書への入力データをまとめてPDF/A形式に変換して完了文書ファイルを生成する。また、すべての文書処理履歴と署名情報を証明する監査証跡証明書が生成される。

eformsignは厳格なセキュリティポリシーを採用し、受信者本人以外の第三者のアクセスをブロックしている。まず、署名依頼URLは同一のURLが発生しない、ランダムな文字列によって生成することにより、第三者からのアクセスを防止している。受信者の本人確認方法としては、事前登録パスワード、メール・携帯電話に送信する認証コードを提供しており、これらを組み合わせることで、二段階認証とすることもできる。

また、eformsignサービスにおけるすべての通信はTLS(Transport Layer Security)暗号化によって保護されており、通信経路の途中で第三者によって署名指示の操作や文書の偽造・変造が行われることを防止している。

以上より、eformsignサービスが適用する電子署名は、利用者の指示に基づき、当社や第三者の意思が介在する余地なく機械的に、サービス提供事業者である当社の署名鍵により暗号化処理が実行される仕組みである。よって、eformsignサービスは(a)の要件を満たすと考える。

<要件(b)について>

送信者と受信者は、署名が完了した文書と監査証跡証明書をPDF形式でダウンロードすることができる。署名が完了したPDF文書は、Adobe AcrobatなどのPDFリーダーの「署名パネル」から、当社の電子証明書と各署名者のメールアドレス・携帯電話番号、署名日時などを確認することができる。



雇用契約書

労働者	氏名	中田次郎	生年月日	昭和・平成 年 月 日
	現住所	〒 TEL - -		

雇用期間	期間の定め なし	令和 年 月 日 より
	期間の定め あり	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 まで
就業の場所	1 契約の更新の有無 【 Ⅰ.自動的に更新する Ⅱ.更新する場合があります Ⅲ.契約の更新はしない 】	
	2 契約更新の有無については次の基準により判断する。 【 Ⅰ.契約期間満了時の業務量 Ⅱ.勤務成績、態度 Ⅲ.能力、健康状態 Ⅳ.会社の経営状況 Ⅴ.従事している業務の進捗状況 Ⅵ.その他 () 】	
業務の内容		
就業時間・休憩時間	1	時 分 ~ 時 分 まで (実働 時間 分)
	2	休憩時間 分 (時 分 ~ 時 分) (時 分 ~ 時 分)
所定時間外労働	1	所定時間外労働 【 有 ・ 無 】
	2	休日労働 【 有 ・ 無 】
休日	毎週 曜日 ・ その他 () (年間休日 日)	
休暇	1	年次有給休暇 法令に基づく
	2	その他の休暇 ()

× 署名



FORCS Japan Co.,Ltd. によって証明されています

フォームフィールドの入力、署名、ページ追加の動作のみが許可されています

有効な証明済み文書:

信頼ソース取得元: Adobe Approved Trust List (AATL)

この文書には署名者によって許可された変更が行われています

署名者の ID は有効です

埋め込みタイムスタンプが署名に含まれています。

署名は LTV 対応です

➤ 署名の詳細

最終チェック日時: 2024.01.15 10:49:26 +09'00'

フィールド: Signature1 (不可視署名)

また、監査証跡証明書からは、ファイル名、文書タイトル、文書番号、会社名、完了日時、SHA-256ハッシュ値、署名者の氏名、メールアドレス・携帯電話番号、IPアドレス、署名日時、署名の画像など、文書と署名に関連する履歴を確認することができます。よっ



て、eformsignは(b)の要件を満たすと考える。

監査証跡証明書



発行日時 2024-01-15 10:48

文書基本情報

文書タイトル	雇用契約書	国	日本
文書ID	5cd50a5e4f36464e9a56a266dc50cc2e	タイムゾーン	(GMT+09:00) Asia/Tokyo
文書状態	完了 (2024年01月15日 午前 10:48)	ファイル名	20111572e81548c8a147a097924a92a2.pdf
文書番号		ファイルサイズ	184,894 bytes
文書ページ数	1	タイムスタンプ	2024年01月15日 午前 10:48
会社名	フォーシーエス サポート ba3892996a9648c4830ceae2a7c43e34	ハッシュ	73d99bd8b7a2e3aaa5cf3b9f409fb5fe

送信者情報

eformsign管理者 (eformsign_jp@forcs.com)

署名日	2024年01月15日 午前 10:42
接続先	Mozilla/5.0 (Windows NT 10.0; Win64; x64) AppleWebKit/537.36 (KHTML, like Gecko) Chrome/120.0.0.0 Safari/537.36
IP	211.214.236.227

受信者情報

中田次郎 (forjiro646@gmail.com)

受信日	2024年01月15日 午前 10:42
認証	
接続先	Mozilla/5.0 (Linux; Android 10; K) AppleWebKit/537.36 (KHTML, like Gecko) Chrome/120.0.0.0 Mobile Safari/537.36
IP	211.214.236.227

署名情報

中田次郎 (forjiro646@gmail.com)

署名日 2024年01月15日 午前 10:48

署名 中田次郎

文書処理履歴

2024年01月15日 午前 10:42

2024年01月15日 午前 10:42

eformsign管理者 (eformsign_jp@forcs.com)様が文書の作成を開始しました。
eformsign管理者 (eformsign_jp@forcs.com) 様が文書の作成後、中田次郎(forjiro646@gmail.com)様に送信しました。

✉ メールの送信 (中田次郎, forjiro646@gmail.com)

2024年01月15日 午前 10:46

中田次郎 (forjiro646@gmail.com) 様が文書を検討しました。

2024年01月15日 午前 10:48

2024年01月15日 午前 10:48

中田次郎 (forjiro646@gmail.com)様が文書の作成を開始しました。
文書が完了されました。

📄 認定タイムスタンプ(Seiko)が生成される

✉ メールの送信 (eformsign管理者, eformsign_jp@forcs.com)

✉ メールの送信 (中田次郎, forjiro646@gmail.com)

(ウ) 要件(iii)について

eformsignサービスは、署名がすべて完了した文書の最終版PDFファイルに対してSHA-256ハッシュ値とRSA-4096bit暗号化アルゴリズムによるハッシュ値を算出して保存

し、監査証跡証明書にも記録する。ある完成文書のコピーが原本と同一で改変されていないか確認するためには、同じアルゴリズムによってコピー文書のハッシュ値を算出し、監査証跡証明書に記録されている原本のハッシュ値と比較することで改変の有無を確認することができる。もしコピーが改変されている場合は、ハッシュ値が原本と一致せず、Adobe AcrobatなどのPDFリーダーでも変更ありと通知が表示されるため、改変されているか検知することができる。これにより、(iii)の「当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること」の要件を満たすと考える。

(4) 結論

以上のことから、eformsignは確認事項(a)及び確認事項(b)の両方を満たすサービスであると考え。よって、eformsignのサービスを利用して電磁的記録をアップロードし、利用者同士で契約締結業務を行うことは、契約事務取扱規則第二十八条第二項が規定する方法による「電磁的記録の作成」に該当すると考える。電子署名及び認証業務に関する法律第二条第一項で定める電子署名に該当し、地方自治法施行規則第十二条の四の二で定める総務省関係法令と関連する情報通信技術を活用した行政の推進などに関する法律施行規則第二条第二項第一号により、行政機関と地方公共団体の契約書、請書及びその他これに準ずる書面、検査調書、見積書などの作成を代行する電磁的記録の作成として利用できると考える。

7. その他 特になし